

一般財団法人さいたま住宅検査センター確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人さいたま住宅検査センター確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）」第46条の規定に基づき、一般財団法人さいたま住宅検査センター（以下「センター」という。）が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において使用する用語は、次の各号に定めるほか、法で使用する用語とする。

- (1) 第1類建築物 床面積の合計が 300 m²以内であり、かつ、階数2以下の一戸建ての住宅（住宅以外の部分の面積が全体の二分の一未満で 50 m²以内の兼用住宅を含む。）
- (2) 第2類建築物 第1類建築物以外の建築物
- (3) 型式適合認定建築物等 建築基準法（以下「法」という。）第68条の10及び法第68条の11に規定する建築物

(建築物に関する確認の申請手数料)

第3条 建築物に関する確認の申請手数料の額は、申請1件につき別表1の(A)又は別表2の(A)に掲げる額とする。

2 別表1の(A)及び別表2の(A)における床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（床面積の合計が 300m²以内の建築物及び移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）（別表5(F)・別表7(N)）
- (3) 建築物を移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一
- (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一

3 型式適合認定建築物等の場合の申請手数料の額は、第1項に掲げる額に 0.7を乗じた額とする。

- 4 構造強度に係る設計を壁量計算等の仕様規定（以下「仕様規定」という。）により行う場合（計画の変更を除く。）は、10,000円（別表8（T））を第1項の手数料の額から減額する。
- 5 構造強度に係る審査を要しない場合（計画の変更及び型式適合認定建築物等を除く。）は、25,000円（別表8（U））を第1項の手数料の額から減額する。
- 6 当該申請が複数棟である建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイント等により応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分における各部分を含む。以下「複数棟建築物」という。）に係る申請（型式適合認定建築物等を除く。）において、2棟目以降の一の建築物当たりの床面積の合計が300㎡を超える場合にあっては、一の建築物ごとに別表1の（A）又は別表2の（A）の床面積に応じた手数料に0.2を乗じた額（別表7（G1））を第1項の手数料の額に加算する。
- 7 前項の2棟目以降の一の建築物当たりの床面積の合計が300㎡以内である場合にあっては、一の建築物ごとに25,000円（別表7（G2））を第1項の手数料に加算する。
- 8 前項の建築物において構造強度に係る設計を仕様規定により行う場合には、前項の規定にかかわらず一の建築物ごとに15,000円（別表7（G3））を第1項の手数料に加算する。
- 9 申請に係る建築物の計画において特別な方法による設計の審査を要する場合には、天空率にあってはそれぞれの設計ごとに別表1の（A）又は別表2の（A）の床面積に応じた手数料に0.2を乗じた額（別表7（H））を、その他避難安全検証法等にあってはそれぞれの設計ごと（複数棟の場合は一の建築物ごと。）に別表1の（A）又は別表2の（A）の床面積に応じた手数料に0.2を乗じた額（別表7（H））を第1項の手数料の額に加算する。
- 10 申請に係る建築物の計画に法第87条の4の昇降機又は法第88条第1項の工作物に係る部分が含まれる場合で、建築物と併せて一の確認として申請を行う場合は、当該昇降機1基又は工作物1基につき次条に定める手数料を第1項の手数料の額に加算する。
- 11 申請に係る建築物の計画において、法第6条の3第1項ただし書きに規定する「特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるもの」の審査（以下「ルート2基準審査」という。）をセンターが行う場合（計画を変更して建築物を建築する場合を含む。）には、一の建築物ごとに別表7の（I）に掲げる額を第1項の手数料の額に加算する。
- 12 申請に係る建築物の計画に構造計算適合性判定を要する建築物を含む場合には、確認申請図書等と構造計算適合判定図書等との整合性を確認する手数料として、一の建築物ごとに12,000円（別表7（J））を第1項の手数料の額に加算する。
- 13 前2項の場合における加算額は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第36条の4に定める建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合（地上部部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合を含む。）、それぞれ別の建築物

とみなして適用する。

- 14 申請に係る建築物の計画に建築基準法施行令第39条第3項に規定する「特定天井等」の審査をセンターが行う場合には、一の建築物ごとに別表7の(K)に掲げる額を第1項の手数料の額に加算する。
- 15 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わず、省エネ基準の適合性について仕様基準などの比較的容易な方法による審査を確認と併せて行う場合は、一の建築物ごとに5,000円(別表7(L))を第1項の手数料の額に加算する。
- 16 建築物を増築する場合(同一棟とした場合に限る。)における確認の申請手数料の額は、別表7の(M)に掲げる額を第1項の手数料の額に加算する。
- 17 建築物の計画の変更に係る直前の確認済証をセンターから受けていない場合の確認の申請手数料の額は、別表7の(N)に掲げる額を第1項の手数料の額に加算する。
- 18 前項の場合における床面積の合計は、第2項第1号(建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更の場合は第2項第3号)の規定を適用し算出する。
- 19 確認を受けた床面積の合計が300㎡以内の建築物の計画を変更して建築物を建築する場合の確認の申請手数料の額(別表5(D))は、第16条第1項各号に掲げるもの一につき6,000円とする。
- 20 前項の計画の変更に関する確認の申請手数料の額は、その建築物を建築する場合の確認の申請の手数料の額を上限とする。
- 21 第19項の計画の変更において、構造強度に係る審査(仕様規定を除く。)を要する場合にあっては、一の建築物ごとに15,000円(別表5(E))を加算する。この場合にあっては前項の規定は適用しない。
- 22 計画の変更に対する第9項の規定の適用に当たっての床面積の合計は、変更する部分の床面積に関係なく、対象となる建築物の床面積の二分の一の面積により算定する。
- 23 消防長等の同意を要する場合にあっては、別表7の(S)に掲げる額を第1項の手数料の額に加算する。

(建築設備等に関する確認の申請手数料)

- 第4条 昇降機又は工作物(以下「建築設備等」という。)に関する確認の申請手数料の額は、その1基につき別表3の(A)又は別表4の(A)に掲げる額とする。
- 2 建築設備等の計画の変更に関する確認の申請手数料の額は、その1基につき別表6に掲げる額とする。
 - 3 建築設備等の計画の変更に係る直前の確認済証をセンターから受けていない場合の確認の申請手数料の額は、別表7の(N)に掲げる額を前項の手数料の額に加算する。

(センターが同一の計画であると認めた場合の申請手数料)

第5条 センターが確認審査中であった建築物又は建築設備等の申請を取り下げ再申請する場合、センターがその計画が同一のものであると認めた場合の確認の申請手数料の額は、別表9に掲げる額とする。

(建築物に関する中間検査の申請手数料)

第6条 建築物に関する中間検査の申請手数料の額は、申請1件につき別表1の(B)又は別表2の(B)に掲げる額とする。

- 2 型式適合認定建築物等の場合の申請手数料の額は、前項に掲げる額に0.7を乗じた額とする。
- 3 別表1の(B)及び別表2の(B)における床面積の合計は、申請された中間検査に係る部分の床面積（当該床があるものとみなす場合を含む。）とする。
- 4 中間検査の対象となる建築物の計画に係る直前の確認済証又は中間検査合格証をセンターから受けていない場合の中間検査の申請手数料の額は、別表7の(N)に掲げる額を第1項の手数料の額に加算する。
- 5 前項の場合における床面積の合計は、第3条第2項第1号の規定を準用し算出する。

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第7条 建築物に関する完了検査の申請手数料の額は、申請1件につき別表1の(C)又は別表2の(C)に掲げる額とする。

- 2 型式適合認定建築物等の場合の申請手数料の額は、前項に掲げる額に0.7を乗じた額とする。
- 3 別表1の(C)及び別表2の(C)における床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
 - (1) 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 建築物を移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一
- 4 完了検査の対象となる建築物の計画に係る直前の確認済証又は中間検査合格証をセンターから受けていない場合の完了検査の申請手数料の額は、別表7の(N)に掲げる額を第1項の手数料の額に加算する。
- 5 前項の場合における床面積の合計は、第3条第2項第1号（建築物の移転、大規模の修繕又は大規模の模様替の場合は同条第2項第3号）の規定を準用し算出する。
- 6 建築物を増築した場合（同一棟とした場合に限る。）における完了検査の申請手数料の額は、別表7の(O)に掲げる額を第1項の手数料の額に加算する。
- 7 センター以外の者から建築物エネルギー消費性能適合性判定業務における適合判定通知書（設計住宅性能評価、長期優良住宅等計画の認定又は長期使用構造等の確認（以下「設計住宅性能評価等」という。）を受けることにより、建築物エネルギー消費性能適合性判

定を省略する場合を含む。)の交付を受けた建築物については、別表1の(C)又は別表2の(C)に掲げる手数料の額に0.2を乗じた額(別表7(P))を第1項の手数料の額に加算する。

8 当該申請が複数棟建築物に係る申請においては、2棟目以降の省エネ基準への適合性に係る検査を要する一の建築物ごとに、床面積の合計が300㎡以内の建築物にあつては第1項の手数料の額に20,000円(別表7(Q1))を、床面積の合計が300㎡を超える建築物にあつては第1項の手数料の額に0.2を乗じた額(別表7(Q2))を第1項の手数料の額に加算する。

9 省エネ基準への適合性に係る検査を要しない建築物については、床面積の合計が300㎡以内の建築物においては第1項の手数料の額から20,000円(別表8(V1))を、床面積の合計が300㎡を超える建築物においては第1項の手数料の額に0.2を乗じた額(別表8(V2))を第1項の手数料の額から減額する。

(建築設備等に関する完了検査の申請手数料)

第8条 建築設備等に関する完了検査の申請手数料の額は、申請1件につき別表3の(C)又は別表4の(C)に掲げる額とする。

2 完了検査の対象となる建築設備等の計画に係る直前の確認済証をセンターから受けていない場合の完了検査の申請手数料の額は、別表7の(N)に掲げる額を前項の手数料の額に加算する。

(建築物に関する仮使用認定の申請手数料)

第9条 建築物に関する仮使用認定の申請手数料の額は、申請1件につき別表10に掲げる額とする。

2 型式適合認定建築物等の場合の申請手数料の額は、前項に掲げる額に0.7を乗じた額とする。

3 別表10における床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1) 建築物を建築した場合(移転した場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積

(2) 建築物を移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をした場合 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一

4 仮使用認定の対象となる建築物の計画に係る直前の確認済証又は中間検査合格証をセンターから受けていない場合の仮使用認定の申請手数料の額は、別表7の(N)に掲げる額を第1項の手数料の額に加算する。

5 前項の場合における床面積の合計は、第3条第2項第1号の規定を準用し算出する。

6 仮使用認定の申請手数料の加算については、第3条第9項、第10項、第16項、第17項、

第7条第4項から第7項、第17条第3項及び第4項の規定を準用する。

- 7 当該申請が複数棟建築物に係る申請においては、2棟目以降の省エネ基準への適合性に係る検査を要する一の建築物ごとに、床面積の合計が300㎡以内の建築物にあつては第1項の手数料の額に20,000円（別表7（Q1））を、床面積の合計が300㎡を超える建築物にあつては第1項の手数料の額に0.2を乗じた額（別表7（Q3））を第1項の手数料の額に加算する。
- 8 省エネ基準への適合性に係る検査を要しない建築物については、床面積の合計が300㎡以内の建築物においては第1項の手数料の額から20,000円（別表8（V1））を、床面積の合計が300㎡を超える建築物においては第1項の手数料の額に0.2を乗じた額（別表8（V3））を第1項の手数料の額から減額する。

（再検査の手数料）

第10条 検査（仮使用認定を含む。）又は追加説明書の審査の結果により、申請に係る建築物又は建築設備等の再検査を行う場合の手数料の額は、検査1件につき別表11に掲げる額とする。

（遠隔地の場合の中間検査、完了検査、仮使用認定又は再検査の申請手数料の加算）

第11条 中間検査、完了検査、仮使用認定又は再検査の対象となる建築物又は建築設備等が別表13の地域の区分欄の区域内にある場合は、第6条から前条までの申請手数料の額にそれぞれの地域に応じた額を加算する。

（完了検査における追加説明書の申請手数料）

第12条 完了検査における追加説明書の提出があつた場合の完了検査の手数料の額は、第7条及び第8条に規定する完了検査の申請手数料の額に、第3条に規定する確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合及び第4条に規定する建築設備等の計画の変更に関する確認の規定を準用した手数料の額（別表7（R））を追加する。

（確認検査等の手数料の減額又は加算）

- 第13条 センターは、建築物、建築設備等に関する確認又は検査の実施において、継続して多量の取引が見込める場合、その他センターが必要と認める場合にあつては、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条及び第9条に規定する確認検査の申請手数料の額を、その実費を勘案して減免することができる。
- 2 センターは、建築主等からの要請により業務規程第13条第1項に規定する時間以外の時間に確認検査業務を実施する場合、その他センターが必要と認める場合にあつては、第3条から第10条までに規定する確認検査の申請手数料の額に、その実費を勘案した額を加算す

ることができる。

- 3 前2項に規定する減免、加算の方法は別に定める。

(確認検査等の手数料の収納方法)

第14条 センターは、確認検査等の申請を引受けたときは、本規程により算出した申請手数料をセンターが指定する金融機関の口座に振込み等により建築主等から収納する。ただし、緊急の場合その他センターが認める場合においてはこの限りでない。

- 2 前項の振込みに要する費用は、建築主等が負担する。

(確認検査等の手数料の返還方法等)

第15条 センターは、業務規程第48条の規定により確認検査等の手数料を建築主等に返還する場合においては、建築主等が指定する金融機関の口座へ振込みにより返還するものとする。

- 2 前項の振込みに要する費用は、センターが負担する。

- 3 返還する確認検査等の手数料には、利子は付さないものとする。

(計画の変更に係る床面積の算定)

第16条 第3条第2項第2号に規定する計画の変更に係る床面積(増加する部分を除く。)は、次の各号に掲げる変更に応じて、それぞれ当該各号に掲げる面積を変更に係る部分の床面積として算定する。

- (1) 敷地に接する道路の幅員、敷地が道路に接する部分の長さ、敷地面積、敷地境界線、又は敷地内における建築物の位置の変更 申請に係る建築物の建築面積
- (2) 建築面積の変更 変更される建築面積
- (3) 高さ又は階数の変更 高さが変更される部分の床面積又は変更される階の床面積
- (4) 床の変更 変更される部分の床面積
- (5) 階段の変更 変更される部分の水平投影面積
- (6) 柱、梁又は桁の変更 当該変更に係る柱、梁又は桁が荷重を負担する部分の床面積(変更前と変更後で荷重を負担する部分の床面積が異なる場合にあっては、その大きい方の面積を変更に係る部分の床面積とする(次号において同じ。))
- (7) 壁の変更 当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さに占める変更される壁の長さの割合を乗じた面積
- (8) 屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井の変更 変更される部分の水平投影面積
- (9) 開口部の変更 変更される開口部の面積
- (10) 土台、基礎又は基礎ぐいの変更 土台、布基礎又はこれに類する基礎にあっては壁に、その他の基礎又は基礎ぐいにあっては柱に準じて算出された面積
- (11) 小屋組の変更 変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積

- (12) 斜材の変更 変更される部分の水平投影面積（ただし、当該斜材が壁に含まれる場合にあっては壁の変更として算出した面積）
- (13) 建築設備（法第87条の2に該当するものを除く。）の変更 変更される建築設備の水平投影面積（ただし、防煙壁の変更にあっては、当該防煙壁のある防煙区画部分の床面積に当該防煙区画部分の壁全体の長さに占める変更される防煙壁の長さの割合を乗じた面積）
- (14) 前各号に掲げる変更以外の変更（当該建築物の計画に前各号に掲げる変更が含まれる場合を除く。） 100平方メートル以内であるものとして取扱う

（軽微な変更説明書の審査に関する手数料）

第17条 軽微な変更説明書を審査する場合の手数料の額（別表12(W)）は、軽微な変更説明書1通につき 3,000円とする。（建築物エネルギー消費性能に係る軽微な変更ルートAを含み、ルートCを除く。）

2 構造強度に係る軽微な変更の審査（仕様規定による場合を含む。）を含む場合の手数料の額（別表12(X)）は、軽微な変更説明書1通につき 6,000円とする。

3 センターから建築物エネルギー消費性能適合性判定業務における適合判定通知書（設計住宅性能評価等を含む。）の交付を受けた建築物で、建築物エネルギー消費性能に係る軽微な変更（ルートBに限る。）が生じる場合は、センターの建築物エネルギー消費性能適合性判定料金（税抜き）に 0.3を乗じた額（別表12(Y1)）を第1項又は第2項の額に加算する。

4 センター以外の者から建築物エネルギー消費性能適合性判定業務における適合判定通知書（設計住宅性能評価等を含む。）の交付を受けた建築物で、建築物エネルギー消費性能に係る軽微な変更（ルートBに限る。）が生じる場合は、センターの建築物エネルギー消費性能適合性判定料金（税抜き）の額（別表12(Y2)）を第1項又は第2項の手数料の額に加算する。

5 前2項に規定する建築物エネルギー消費性能に係る軽微な変更（ルートBに限る。）が生じる場合において、その他の軽微な変更が伴わない場合は、第1項及び第2項の規定は適用しない。

（各種届出に関する手数料）

第18条 業務規程第63条第1項第1号から第4号に規定する届出に関する手数料の額（別表12(Z)）は、届出1件につき 4,000円とする。

（確認済証等の交付証明に関する申請手数料）

第19条 業務規程第65条に規定する確認済証等の交付証明の申請手数料の額（別表12(Z)）

は、申請 1 件につき 4,000円とする。

附 則

- 1 一般財団法人さいたま住宅検査センター確認検査手数料規程(平成12年 4 月 1 日施行を廃止する。
- 2 この規程は、平成24年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 6 月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 9 月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第15項及び別表 7 の(L)については、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第15項及び別表 7 の(L)については、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

第1 類建築物（1 申請当たり）（第3 条、第6 条、第7 条関係）
（床面積の合計が 300㎡以内、かつ、階数2 以下の一戸建ての住宅）

単位：円

床面積の合計		確認審査（A）	中間検査（B）	完了検査（C）
100㎡以内		51, 000	34, 000	49, 000
100㎡超え	200㎡以内	64, 000	46, 000	58, 000
200㎡超え	300㎡以内	77, 000	59, 000	71, 000

※ 型式適合認定建築物等については、上表に掲げる手数料に 0.7を乗じた額とする。

別表 2

第2 類建築物（1 申請当たり）（第3 条、第6 条、第7 条関係）
（第1 類建築物以外の建築物）

単位：円

床面積の合計		確認審査（A）	中間検査（B）	完了検査（C）
100㎡以内		55, 000	34, 000	53, 000
100㎡超え	200㎡以内	64, 000	46, 000	64, 000
200㎡超え	300㎡以内	77, 000	59, 000	75, 000
300㎡超え	500㎡以内	115, 000	81, 000	133, 000
500㎡超え	1, 000㎡以内	135, 000	126, 000	184, 000
1, 000㎡超え	2, 000㎡以内	216, 000	194, 000	259, 000
2, 000㎡超え	3, 000㎡以内	324, 000	243, 000	324, 000
3, 000㎡超え	4, 000㎡以内	396, 000	253, 000	343, 000
4, 000㎡超え	5, 000㎡以内	448, 000	288, 000	384, 000
5, 000㎡超え	6, 000㎡以内	512, 000	317, 000	422, 000
6, 000㎡超え	7, 000㎡以内	552, 000	335, 000	450, 000
7, 000㎡超え	8, 000㎡以内	592, 000	354, 000	470, 000
8, 000㎡超え	9, 000㎡以内	624, 000	371, 000	498, 000
9, 000㎡超え	10, 000㎡以内	656, 000	389, 000	518, 000
10, 000㎡超え	15, 000㎡以内	736, 000	475, 000	634, 000
15, 000㎡超え	20, 000㎡以内	832, 000	533, 000	710, 000
20, 000㎡超え	30, 000㎡以内	907, 000	571, 000	779, 000
30, 000㎡超え	40, 000㎡以内	981, 000	610, 000	821, 000
40, 000㎡超え	50, 000㎡以内	1, 056, 000	648, 000	864, 000
50, 000㎡超え	100, 000㎡以内	1, 440, 000	1, 024, 000	1, 363, 000
100, 000㎡超え	200, 000㎡以内	2, 000, 000	1, 408, 000	1, 920, 000
200, 000㎡超え		2, 400, 000	1, 760, 000	2, 400, 000

※ 型式適合認定建築物等については、上表に掲げる手数料に 0.7を乗じた額とする。

別表 3

建築設備等（1 基当たり）（第4 条、第8 条関係）

単位：円

建築設備等の区分	確認審査（A）	完了検査（C）
昇降機（定員 3 名以下のエレベーター（段差解消機等は除く））	12, 000	20, 000
〃 （大臣認定を受けたもの）	20, 000	36, 000
〃 （上記以外）	33, 000	36, 000
小荷物専用昇降機	12, 000	20, 000
工作物（擁壁）高さ 3 m以内	52, 000	48, 000
〃 高さ 3 m超え 5 m以内	65, 000	60, 000
〃 高さ 5 m超え	78, 000	84, 000
工作物（広告塔）	39, 000	42, 000
工作物（上記以外）	別表 4 （A）による	別表 4 （C）による

別表 4

工作物（擁壁・広告塔以外）（1 基当たり）（第4 条、第8 条関係）

単位：円

水平投影面積 高さ		50㎡以内		50㎡超え 500㎡以内		500㎡超え 3, 000㎡以内		3, 000㎡超え	
		確認（A）	完了（C）	確認（A）	完了（C）	確認（A）	完了（C）	確認（A）	完了（C）
10m以内		65, 000	72, 000	195, 000	216, 000	390, 000	432, 000	780, 000	864, 000
10m超え	20m以内	104, 000	108, 000	312, 000	324, 000	650, 000	648, 000	1, 300, 000	1, 296, 000
20m超え	30m以内	130, 000	132, 000	390, 000	396, 000	780, 000	792, 000	1, 560, 000	1, 584, 000
30m超え		195, 000	192, 000	585, 000	576, 000	1, 170, 000	1, 152, 000	2, 340, 000	2, 304, 000

別表 5

建築物の計画の変更（1 申請当たり）（第3 条関係）
（直前の確認をセンターが行っている場合）

単位：円

建築物の区分	手数料	備 考（要件等）
床面積が 300㎡以内の建築物（仕様規定による構造審査を含む）（D）	6, 000× n	n：変更項目数（確認申請時の手数料の額を上限とする。）
床面積が 300㎡以内の建築物で構造強度に係る審査が必要である場合の加算（仕様規定による審査を除く）（E）	15, 000	上記の上限は適用しない 複数棟の場合は 1 建築物当たり
上記（D）以外の建築物（F）	別表 1 の（A）及び 別表 2 の（A）による額	計画変更に係る部分の床面積の1/2 に該当する額（床面積が増加する場合は、増加する部分の床面積）

別表 6
建築設備等の計画の変更（1 基当たり）（第 4 条関係）単位：円

建築設備等の区分	手数料	備 考（要件等）
昇降機（定員 3 名以下のエレベーター）	6, 000	段差解消機等を除く
〃（大臣認定を受けた物）	10, 000	
〃（上記以外）	17, 000	
小荷物専用昇降機	6, 000	
工作物（擁壁）高さ 3 m 以内	26, 000	
〃 高さ 3 m 超え 5 m 以内	33, 000	
〃 高さ 5 m 超え	39, 000	
工作物（広告塔）	20, 000	
工作物（上記以外）	A × 0. 5	A：別表 4 の(A)による額

別表 7
手数料の加算（第 3 条、第 6 条、第 7 条、第 9 条関係）単位：円

項 目			手数料	備 考（要件等）
構造上複数棟建築物の 構造審査	300㎡超え	性能規定（構造計算の 場合）（G 1）	A×0.2	A：別表１・２の(A)による額 1 建築物当たり（２棟目以降）
	300㎡以内	性能規定（構造計算の 場合）（G 2）	25,000	1 建築物当たり（２棟目以降）
		仕様規定（構造計算の 場合）（G 3）	15,000	
特別な方法による設計 の審査（H）	限界耐力計算、免震設計、避難安全検証法、耐火性能検証法		A×0.2	それぞれの設計ごと 複数棟の場合は1 建築物当たり A：別表１・２の(A)による額
	天空率（道路斜線、隣地制限、北側斜線）		A×0.2	それぞれの設計ごと A：別表１・２の(A)による額
ルート２基準審査（I）	1,000㎡以内		120,000	1 建築物当たりの床面積の合計に対する 額
	1,000㎡超え 2,000㎡以内		162,000	
	2,000㎡超え 10,000㎡以内		186,000	
	10,000㎡超え 50,000㎡以内		246,000	
	50,000㎡超え		456,000	
構造計算適合性判定図書との整合性の確認（J）			12,000	1 建築物当たり
特定天井等の審査(K)	特定天井等の水平投射 面積の合計	1,000㎡以内	40,000	A：別表２の(A)による額
		1,000㎡超え	A×0.4	
省エネ基準適合を確認と併せて審査する場合（L）			5,000	1 建築物当たり 共同住宅等を含む
同一棟増築における既存部分 の確認審査(M)	既存部分の検査済証をセンターが交付している 場合		A×0.2 (0.35)	A：既存部分の床面積に対する別表１・ ２の(A)による額 ()内は、構造強度に係る審査を要する場合
	既存部分の検査済証をセンター以外の者が交付 している場合又は検査済証がない場合		A×0.7 (1.00)	
直前の確認又は検査をセンター以外 の者が実施したものにおける計画の 変更の確認、検査又は仮使用認定 （N）	建築物		A×1.0	A：別表１・２の(A)による額
	建築設備等		A×1.0	A：別表３の(A)又は別表４の(A)による 額
同一棟増築における既存部分の 完了検査(O)	既存部分の検査済証をセンターが交付している 場合		C×0.2	C：既存部分の別表１・２の(C)による 額
	既存部分の検査済証をセンター以外 の者が交付している場合又は検査済証 がない場合		C×0.5	
建築物エネルギー消費性能適合性判定 をセンター以外の者が行った場合の 完了検査（P）			C×0.2	C：別表１・２の(C)による額
構造上複数棟建築物の省エネ基準への 適合性 に係る検査を要する建築物の完了検査 （仮使用認定を含む）	300㎡以内（Q 1）		20,000	1 建築物当たり（２棟目以降）
	300㎡超え（Q 2）		別表２（C）×0.2	
	仮使用認定（Q 3）		別表10×0.2	
完了検査における追加説明書（R）			計画の変更と同額	
消防長等の同意を要する場合（S）		300㎡以内	3,000	1 申請当たりの床面積の合計に対する額
		300㎡超え	4,000	

別表 8
手数料の減額（1 申請当たり）（第 3 条、第 7 条関係）単位：円

項 目		手数料	備 考（要件等）
構造強度に係る設計を仕様規定により 行う建築物の確認（Ｔ）		10, 000	計画の変更を除く
構造強度に係る審査を要しない建築物 の確認（型式適合認定建築物等は除 く）（Ｕ）		25, 000	計画の変更及び型式適合認定建 築物等を除く
省エネ基準への適 合性に係る検査を 要しない建築物の 完了検査（仮使用 認定を含む）	300㎡以内（Ｖ１）	20, 000	１申請当たりの床面積の合計に 対する額
	300㎡超え（Ｖ２）	別表２（Ｃ）×０.２	
	仮使用認定（Ｖ３）	別表１０×０.２	

別表 9
センターが同一の計画の再申請であると認めた場合（1 申請当たり）（第 5 条関係）単位：円

再申請の区分	手数料	備 考（要件等）
建築物	A × 0. 7	A：別表 1 ・ 2 の(A)による額
建築設備等	A × 0. 5	A：別表 3 の(A)又は別表 4 の (A)による額

別表10
建築物に関する仮使用認定（1申請当たり）（第9条関係）単位：円

床面積の合計		第1類建築物	第2類建築物
	100㎡以内	59,000	64,000
100㎡超え	200㎡以内	70,000	77,000
200㎡超え	300㎡以内	85,000	90,000
300㎡超え	500㎡以内		159,600
500㎡超え	1,000㎡以内		221,000
1,000㎡超え	2,000㎡以内		311,000
2,000㎡超え	3,000㎡以内		389,000
3,000㎡超え	4,000㎡以内		412,000
4,000㎡超え	5,000㎡以内		461,000
5,000㎡超え	6,000㎡以内		506,000
6,000㎡超え	7,000㎡以内		540,000
7,000㎡超え	8,000㎡以内		564,000
8,000㎡超え	9,000㎡以内		598,000
9,000㎡超え	10,000㎡以内		622,000
10,000㎡超え	15,000㎡以内		761,000
15,000㎡超え	20,000㎡以内		852,000
20,000㎡超え	30,000㎡以内		935,000
30,000㎡超え	40,000㎡以内		985,000
40,000㎡超え	50,000㎡以内		1,037,000
50,000㎡超え	100,000㎡以内		1,636,000
100,000㎡超え	200,000㎡以内		2,304,000
200,000㎡超え			2,880,000

※型式適合認定建築物等については、上表に掲げる手数料に 0.7を乗じた額とする。

別表11
再検査の手数料（1検査当たり）（第10条関係）単位：円

項目	手数料	備 考（要件等）
建築物又は建築設備等	当初の検査手数料×0.5	

別表12
届出等の手数料（1件当たり）（第17条、第18条、第19条関係）単位：円

届出等の区分		手数料	備 考（要件等）
軽微な変更説明書の審査	構造の軽微な変更を含まない場合（W）	3,000	
	構造の軽微変更を含む場合（X）	6,000	
建築物エネルギー消費性能適合性判定の軽微な変更説明書（ルートBに限る）の審査	センターが判定を行った場合（Y1）	センターの省エネ判定業務手数料（税抜）×0.3	
	センター以外の者が判定を行った場合（Y2）	センターの省エネ判定業務手数料（税抜）×1.0	
業務規程第63条第1項第1号から第4号の届出及び業務規程第65条第1項の交付証明（Z）		4,000	

別表13
遠隔地の場合の検査等の加算額（第11条関係）単位：円

地域の区分	手数料	備考（要件等）
茨城県 ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村 栃木県 宇都宮市、鹿沼市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 群馬県 沼田市、安中市、上野村、下仁田町、南牧村、高山村、東吾妻町、川場村、昭和村	4,000	同一申請者による複数の検査対象物件又は同一物件でセンターが行う他の業務の検査の申請がある場合で、現場検査が同時に実施できるなど、センターが効率的に検査を実施できるときは、申請者と協議の上加算額を決定する。
茨城県 日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、大子町 栃木県 日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、塩谷町、那須町、那珂川町 群馬県 中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、片品村、みなかみ町	6,000	
千葉県 銚子市、館山市、木更津市、茂原市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、八街市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、多古町、東庄町、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町 茨城県 神栖市 神奈川県 全域	15,000	

確認検査業務手数料規程第13条第3項による減額の方法については、以下のとおりとする。

※ 減額対応業者は、過去の取引や与信の状況等から手数料支払いの遅延、不払い等の発生のおそれがない者であることを前提とする。

減額条件		減額率上限
1. 継続して多量の取引が見込める場合		30%
その他センターが必要と認める場合	2. 多量の取引が見込める場合	20%
	3. 類似性の高い計画等で効率的な審査及び検査ができると判断した場合	20%
	4. 上記以外	20%

注1) 1、3及び4の合算は可とする。ただし減額の上限は50%とする。

注2) 2、3及び4の合算は可とする。ただし減額の上限は30%とする。

注3) 加算額の一部（手数料規程別表7中（R）及び別表13等）について、継続して多量の取引が見込める場合は、別途減額することができる。

注4) 上表により減額した場合、手数料規程別表8に係る額については、減ずることができる。